

# 公益社団法人定款一部変更・訂正の件

<赤字箇所変更・訂正／青字旧文言 緑字=文字誤りの訂正>

## 第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、公益社団法人日本バレエ協会と称する。

(事務所)

第二条 この法人の主たる事務所は、東京都品川区西五反田七丁目十七番五号 宮下ビル三階に置く。  
この法人の主たる事務所は、東京都品川区に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、ダンスクラシックの伝統のもとに日本バレエの向上と発展をはかる事業を行い、もって我が国文化および芸術の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 一、バレエの普及をはかる事業。
- 二、バレエに関する人材育成をはかる事業。
- 三、バレエを介しての国際交流事業。
- 四、その他前条の目的を達成するに必要な事業。

2 前項の事業は日本全国に於いて行い、また第七章に定める支部に於いてもこれを行う。

## 第三章 会 員

(法人の構成員)

第五条 この法人に次の会員を置く。

- 一、正会員 この法人の目的に賛同して入会したバレエを職能とする四月一日をもって満十八才以上の個人。
- 二、準会員 この法人の目的に賛同して入会したバレエを研修中の満十八才未満の個人。
- 三、名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員で、理事会で推薦し総会において承認された者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第六条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は本人の承諾をもってこの会員となるものとする。

(経費の負担)

第七条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は正会員になった時及び毎年、総会において別に定める年会費を支払う義務を負う。

- 2 準会員は準会員になった時及び毎年、総会において別に定める年額を納付するものとする。但し既に準会員の者が正会員になった場合は、正会員としての年会費のみを支払うものとする。
- 3 名誉会員は、経費の負担を要しない。
- 4 本条の定めに従い一旦納入された額は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第八条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第九条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- 一、この定款その他の規則に違反したとき。
- 二、この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
- 三、その他除名すべき正当な理由があるとき。

(資格の喪失)

第十条 前二条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一、第七条の支払い義務を二年以上履行しなかったとき。
- 二、死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。

## 第四章 総会

(構成並びに名称)

第十一条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第十二条 総会は、次の事項について議決する。

一、理事及び監事の選任又は解任。

二、会員の除名。

三、貸借対照表及び損益計算書の承認。

四、事業計画及び収支予算についての事項。→ 事業計画及び収支予算の承認。

五、定款の変更。

六、解散及び残余財産の処分。

七、報酬の支給基準についての事項。

八、その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項、および理事会において総会に於いて議決の必要があると認めた事項。→ に付議した事項。

(開催)

第十三条 総会は、定時総会として毎年度に一回開催するほか、必要のある場合に開催する。

(招集)

第十四条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、第二十一条三項に定める会長が招集する。

2 前項のほか、正会員現存数→ 総正会員数 の五分の一以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は理事会の議決を経てその請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、すくなくとも一四日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面、もしくは電磁的手段をもって通知する。

(総会の議長)

第十五条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第十六条 総会における議決権は、正会員一名につき一個とする。

(決議)

第十七条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員→ 当該正会員数 の議決権の過半数をもって行う。ただし当該議事につき書面をもって予め意思を表示

した者、及び別に定める規則によって代理人によりその議決権を行使する者は出席と見なす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。
  - 一、会員の除名。
  - 二、理事及び監事の解任。
  - 三、定款の変更。
  - 四、解散。
  - 五、その他法令で定められた事項。
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の議決を行わなくてはならない。理事又は候補者の合計数が第二十条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (会員への通知)

第十八条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に速やかにこれを通知する。

#### (議事録)

- 第十九条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事二名以上は、前項の議事録に記名押印する。
  - 3 総会の議事録は、会報、及び電磁的手段をもって公開されるものとする。

## 第五章 役員、及び職員

#### (役員を設置)

- 第二十条 この法人に、次の役員を置く。
- 一、理事 十三名以上二十名以内。
  - 二、監事 二名以上三名以内。
- 2 理事のうち三名以内を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち十九名以内を業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

- 第二十一条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の議決により理事の中から選定する。
  - 3 代表理事うち一名を理事会の議決により選定して会長と称す。
  - 4 監事のうち一名を監事の互選により選定して代表監事と称す。

(理事の職務及び権限)

第二十二條 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第二十三條 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は理事会の承諾を得ることなく定期的に、あるいは予告なく理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 前項の調査によって不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会又は内閣府に報告を行う。
- 4 前号の報告をするため理事会の開催を理事会に請求し、理事会がその開催を怠った場合、監事は自ら理事会を招集できるものとする。

(役員任期)

第二十四條 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。再任は妨げない。
- 3 理事又は監事は、第二十条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十五條 理事及び監事は、次のいずれかの場合に該当した場合、総会の決議によって解任することができる。

- 一、職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。
- 二、本法人の役員としてふさわしくない非行があったとき。
- 三、心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

(報酬等)

第二十七條 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局及び職員)

第二十八条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会が任免する。
- 3 職員は有給とする。
- 4 事務局の組織その他については理事会の決議を経て細則で定める。

## 第六章 理事会

(構成)

第二十九条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第三十条 理事会は、次の職務を行う。

- 一、この法人の業務執行の決定。
- 二、理事の職務の分担、及び執行の監督。
- 三、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職。
- 四、第三十六条に定める支部役員の任命、及び解職。
- 五、その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項、および理事会において議決の必要があると認めた事項の裁定。

(招集)

第三十一条 理事会は年六回以上、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の代表理事が招集する。
- 3 会長が必要と認めたとき、又は理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から十四日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第三十二条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第三十三条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代表理事及び監事二名以上は、前項の議事録に記名押印する。  
出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

- 3 理事会の議事録は、会報をもって会員に公開されるものとする。

## 第七章 支部

(支部)

第三十四条 この法人は、第三条の目的を達成するべく第四条に掲げる事業を行うために総会の決議を経て必要な地に支部を置くことができる。

- 2 前条の規定に係らず移行初年度の支部は附則に定める。

(支部の責務)

第三十五条 支部はこの法人の定款又は総会議決に反しない範囲で当該地に於いて独自の活動を行うことができる。

(支部の役員)

第三十六条 支部には、支部長、副支部長、その他の別に定める支部の役員をおくことができる。

- 2 支部役員は当該支部に属する正会員の中から選任し、理事会が承認する。  
3 支部役員の内、一名を支部長として理事会が任命する。  
4 支部役員の任期は二年とし、再任は妨げない。

(支部の役員解任)

第三十七条 支部役員は次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決によって解任することができる。

- 一、職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。  
二、本法人の支部役員としてふさわしくない非行があったとき。  
三、心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

(支部の規則)

第三十八条 支部は支部の規則を理事会の承認を経て制定することができる。

(支部会議の招集等)

第三十九条 支部は支部会議を年二回以上、支部長が招集して開催する。ただし、支部長が必要と認めるとき、又は支部役員現存数の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して支部会の招集を請求されたときは、その請求があった日から十四日以内に臨時支部会議を招集しなければならない。

- 2 支部会議の議長は、支部長とする。

- 3 理事会が必要と認めるときは支部会議を招集し、支部に関する事項を諮問する事ができる。

## 第八章 名誉会長、顧問

(名誉会長)

第四十条 この法人には、名誉会長を一名置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦をもって総会において承認する。
- 3 名誉会長は、理事会の依頼により公式行事に協会を代表して出席することができる。
- 4 名誉会長はこの法人の内部、及び外部に於いて本法人に係る何等権限を有さない。
- 5 名誉会長の報酬は無償とする。

(顧問)

第四十一条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会員の中より委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関し、理事会の諮問に応ずる。
- 4 顧問はこの法人の内部、及び外部に於いて本法人に係る何等権限を有さない。
- 5 顧問の報酬は無償とする。

## 第九章 全国会議

(構成)

第四十二条 この法人は全国会議を置く。

- 2 全国会議は、各々の支部を代表する支部役員及び理事をもって構成する。

(権限)

第四十三条 全国会議は、次の職務を行う。

- 一、本部及び支部事業及び予算の審議。
- 二、理事会において議決すべき支部に関する議事の提出。
- 三、支部の職務及び執行の監督。

(招集等)

第四十四条 全国会議は年二回以上、会長が招集して開催する。ただし、理事会が必要と認めるとき、又は支部から会議に付議すべき事項を示して全国会議の招集を請求されたときは、会長はその



請求があった日から十五日以内に臨時全国会議を招集しなければならない。

- 2 全国会議の議長は、会長とする。→ 代表理事がこれにあたる。

#### (議事録)

第四十五条 全国会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事、又は支部役員二名以上は、前項の議事録に記名押印する。  
議長及び出席した理事、又は支部役員は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 全国会議の議事録は、会報をもって会員に公開されるものとする。

## 第十章 懇談会

#### (構成)

第四十六条 この法人は任意の機関として懇談会を置くことができる。

- 2 懇談会の構成は理事及び理事会の推薦する有識者で、会員でない事を妨げない。

#### (職務)

第四十七条 懇談会は理事会の諮問機関として機能する。

#### (招集)

第四十八条 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

## 第十一章 資産及び会計

#### (事業年度)

第四十九条 この法人の事業年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

#### (事業計画及び収支予算)

第五十条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年度の開始の前日までに作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。→ 理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第五十一条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第六号までの書類について監事の監査を受けた上で、＜左箇所削除＞理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

- 一、事業報告。
- 二、事業報告の附属明細書。
- 三、貸借対照表。
- 四、損益計算書（正味財産増減計算書。）
- 五、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書。
- 六、財産目録。

2 前項第三号から第六号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第四十八条に定める要件に該当しない場合には、前項中、総会への報告に代えて総会の承認を受けなければならない。＜全項削除＞

3→2 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一、監査報告。
- 二、会計監査報告。→ 事業報告書、及び収支決算報告書。
- 三、理事及び監事の名簿。
- 四、理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類。
- 五、運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第五十二条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第四十八条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第三項第五号の書類に記載するものとする。

## 第十二章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第五十三条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第五十四条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第五十五条 この法人の公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から又は合併の日から一箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第五十六条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第十三章 公告の方法

第五十七条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 附則

(定款の施行)

第五十八条 → 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第百六条第一項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(移行初年度の事業年度)

第五十九条 → 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の整備等に関する法律第百六条第一項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行った時は、第五十二条 → 第四十九条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行初年度の支部)

第六十条 → 3 この法人の移行初年度の支部は以下とする。

- 一、 北海道支部（管轄・北海道）
- 二、 東北支部（管轄・青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、山形県）
- 三、 関東支部（管轄・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）

- 四、 甲信越支部（管轄・新潟県、長野県、山梨県）
- 五、 中部支部（管轄・静岡県、愛知県、岐阜県）
- 六、 北陸支部（管轄・富山県、石川県、福井県）
- 七、 関西支部（管轄・三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県）
- 八、 中国支部（管轄・岡山県、広島県、山口県）
- 九、 山陰支部（管轄・島根県・鳥取県）
- 十、 四国支部（管轄・愛媛県、香川県・徳島県、高知県）
- 十一、九州北支部（管轄・福岡県、佐賀県、長崎県）
- 十二、九州南支部（管轄・大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県）
- 十三、沖縄支部（管轄・沖縄県）

(2) 東京都は理事会直轄とする。

(細則の制度)

第六十一条 → 4 この定款の施行について必要な細則は理事会の決議により定める。

(移行初年度の役員)

第六十二条 → 5 この法人の移行初年度の理事並びに監事は、第二十一条及び第二十四条の規定にかかわらず特例民法法人の理事並びに監事が留任するものとする。

(2) 移行初年度の代表理事は次のとおりとする。

(会長) 薄井憲二

岡本勝子（芸名・岡本佳津子）

小林紀子

(3) 移行初年度の業務執行理事は次のとおりとする。

遠藤展弘

漆原宏（芸名・漆原宏樹）

大庭かな子（芸名・由井カナコ）

小川亜矢子

金田和洋

児玉克洋

篠原聖一

鈴木和子

高木俊徳

高田止戈

多々納みわ子

法村牧（芸名・法村牧緒）

橋浦勇

早川恵美子

ハルバート光代（芸名・岸辺光代）

肥後正浩（芸名・ヒゴマサヒロ）  
吉安治子

- (4) 移行初年度の監事は次のとおりとする  
（代表監事）本多実男  
高田清子（芸名・八代清子）  
山本教子

#### 変更の理由

##### 第二条関係

特別区内移転の場合、再び定款変更の要が生じるため。

##### 第三十三条関係

監事定数に対し齟齬を来たすと同時に監事2名が出席出来なかった場合に於いて議事録署名人に不足が生じる為。

##### 第四十四条第2項関係

会長欠席の場合、全国会議議長不在となる為。

##### 第四十五条第2項関係

出席者数に対して署名出来ない理事、又は支部役員を生じる表現である為。

##### 第五十条関係

年度事業計画並びに収支予算は理事会承認にて決する事が認められている為。

##### 第五十一条第2項関係

本法人は正会員全員に各1個の議決権を認めているので不要な定めである為。

##### 第五十一条第3項2号関係

本法人は会計監査人を置く定めが無い為、会計監査報告書は不要。

その他の訂正箇所に関しては字句の誤り、条の立て方の誤りの訂正です。